

# 事業許可内容について

## 業務の運営に関する規定

### 第1 求人

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不适当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介時の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第2 求職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 （取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

### 第3 紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話を致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話を致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には、電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知りえた個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。
- 7 本所の業務の運営に関するマニュアルは、以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

## 別表

### 届出制手数料に関する事項

#### ○求人者から徴収する手数料

- ・有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書に定めるものとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 手数料負担者は求人者とします。

#### ○求職者から徴収する手数料

- ・求職の皆様から、手数料は一切頂きません。

上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算となります。

### 返戻金に関する事項

次のように返戻金制度を設けています。

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が、入社日から起算して 3 力月以内に、自己の責めによる解雇、若しくは自己都合により退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料を次の通り返還するものとする。

入社 1 力月未満：紹介手数料の 80% 相当額、入社 1 力月以上 3 力月未満：紹介手数料の 50% 相当額

### 附則

- 1.この規約は2017年6月16日から実施する。
- 2.この規約は2025年1月1日から実施する。